

J S A F加盟団体各位  
J S A F特別加盟団体各位

2022年1月29日  
(公財) 日本セーリング連盟  
役員候補推薦管理委員会

## 2022-2023年度J S A F理事・監事推薦候補者の選任について (依頼)

2020年度定時評議員会を以て任期満了となります公益財団法人日本セーリング連盟 (以下、「連盟」という。) 理事につきまして、理事及び監事候補推薦手続規則ならびに2021年12月4日理事会決議に基づき、全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者の選任手続きを下記の通り実施しますので、ここに通知いたします。

### 記

#### 1. 被理事推薦候補者

前期事業年度末日 (2021年3月31日) 現在、連盟一般会員登録者で、就任時 (評議員会で役員に選任される日) に満20歳以上満75歳未満とする。但し、会長、副会長以外の候補者は、就任時に満70歳を超えない者とする。

#### 2. 推薦候補者の枠

##### (1) 推薦候補者の枠は、次のとおり。

- |                                   |                    |
|-----------------------------------|--------------------|
| ①全国加盟団体代表者会議による一般推薦候補者枠           | 12名 (会長推薦候補者1名を含む) |
| ②水域理事推薦候補者枠 (本依頼の対象外)             | 13名                |
| ③会長による役員推薦候補者枠 (本依頼の対象外)          | 5名 (内、女性1名以上)      |
| ④アスリート委員会による推薦候補者 (本依頼の対象外)       | 1名                 |
| ⑤障がい者セーリング推進委員化による推薦候補者 (本依頼の対象外) | 1名                 |
| ⑥監事候補者 (本依頼の対象外)                  | 1名以上3名以内           |

[参考] 定款 (第21条第1項) に定められている役員の総数は、下記のとおり。

- ・理事 : 23名以上32名以内
- ・監事 : 1名以上3名以内

##### (2) 今回は上記 (1) のうち、①全国加盟団体代表者会議による推薦候補者を選任するものである。

#### 3. 全国加盟団体代表者会議による推薦投票

##### (1) 理事推薦候補者への立候補

「全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者」に立候補しようとする者は、理事または加盟団体・特別加盟団体の推薦を得て、下記①～③の事項を所定の用紙に記入し、上半身の写真を貼付して、連盟事務局に届け出ること。立候補届出用紙は、連盟ホームページまたは次のEメールアドレス ([jimukyoku@jsaf.or.jp](mailto:jimukyoku@jsaf.or.jp)) に申込み、入手することができる。

- ① 候補者の氏名、年齢、住所、職業等の略歴、セーリングに関する経歴、当連盟との関係 (現行理事との身分関係を含む)
- ② 理事推薦候補者となるに当たっての所信
- ③ 推薦理事または推薦加盟団体・特別加盟団体の代表者の氏名捺印および推薦理由
- ④ 役員候補者のセーリングに関する経歴、当連盟との関係 (現行理事との身分関係を含む)、及び理事推薦候補者となるにあたっての所信等は、当該役員候補者が役員に選任された場合には、当連盟のホームページに掲載して公表する。

##### (2) 立候補の締切り : 2022年2月24日 (木) 必着、持参の場合は午後3時

##### (3) 推薦投票の実施

- ①理事推薦候補者を決定するため、全国加盟団体代表者会議のメンバーによる記名電子投票を実施

する。電子投票方式については、別途通知する。

②電子投票を行う電子機器等を所有していない、又は使用が困難である場合に限り、投票用紙による投票を認める。この場合には、役員候補推薦管理委員会へその旨を申し出て、投票用紙を入手すること。なお、同一投票権者が電子投票及び投票用紙による投票を同時に行使した場合には、電子投票によるものとする。

(4) 推薦投票スケジュール

推薦記名電子投票依頼通知 : 2022年3月 1日 (火)

記名電子投票締め切り : 2022年3月17日 (木) 必着、持参の場合は午後5時

(5) 推薦投票権数と投票方法 (一般推薦候補者) 【理事会内規当該部分の掲載】

- a. 推薦候補者は、連盟に加盟する各団体の総意によって選定される。
- b. 推薦候補者の選定にあたっては、ジェンダー平等に配慮しなければならない。
- c. 推薦候補者の立候補者名簿に登載されるためには、1名以上の理事、または1以上の加盟団体もしくは特別加盟団体からの推薦が必要である。
- d. 加盟団体及び特別加盟団体には、団体の種類、推薦が実施される前年度末日の会員数、加盟団体分担金に応じて、次の個数の投票権が与えられる。ただし、前年12月31日までに加盟団体負担金を納付していない団体、または団体代表者が会費を納入していない団体には投票権は与えられない。
  - (a) 加盟団体のうち  
会員数300名以上の団体 : 6票  
会員数300名未満の団体 : 4票
  - (b) 特別加盟団体 : 2票
  - (c) 休眠団体には、投票権を付与しない。
- e. 加盟団体及び特別加盟団体は、推薦候補者の立候補者名簿に登載された立候補者に対して1票ずつ行なわれる。同一団体から同一立候補者に重複した投票がなされた場合は、1票として取り扱う。
- f. 加盟団体及び特別加盟団体は、投票権のうち半数を男性立候補者に、残りの半数を女性立候補者に投票しなければならない。
- g. 投票の集計結果に基づき、下記の11名を一般推薦候補者とする。
  - (a) 男性立候補者の中から上位4名
  - (b) 女性立候補者の中から上位4名
  - (c) 上記(a)及び(b)を除く立候補者の中から上位3名
- h. 一般推薦候補者の男性立候補者が4名に満たないときは、その男性立候補者の数を上記g(a)の定数とし、減じた分と同数をg(c)に充当する。同様に、女性立候補者が4名に満たないときは、その女性立候補者の数を上記g(b)の定数とし、減じた分と同数をg(c)に充当する。
- i. 立候補者数が11名以内の場合には全員が信任されたものとし、投票は行わない。

(6) 推薦投票権数と投票方法 (会長推薦候補者) 【理事会内規当該部分の掲載】

- a. 会長候補については、上記(1)dとは別に加盟団体及び特別加盟団体が各1票を投票し、最も多くの票を得た者を会長推薦候補者とする。
- b. 会長候補者が1名の場合には信任されたものとし、投票は行わない。

(7) 推薦投票の結果、同数の場合には、開票後直ちに委員長作成の抽選方法で、委員 (又は委員が指名した者) が該当者の年齢順 (同年齢の時は50音順) にて抽選を行い、当選者を決定する。

(8) 一連の開票作業及び抽選等に、本人や本人が事前に指名した代理人が立ち会うことは、これを妨げない。

(9) 全国加盟団体代表者会議による理事推薦候補者数が推薦枠定数を下回った場合

- ①理事推薦候補者数が同上手続規則に定める推薦枠定数を下回った場合は、上記(5)に準じて、信任投票を行う。
- ②但し、理事推薦候補立候補者数が2名に満たない場合には、定款に定める理事最少定数(23名)を下回ることとなるため、2名以上となるまで追加の理事推薦候補者の選任手続きを行う。

(10) 全国加盟団体代表者会議出席者への理事推薦候補者の決定通知

理事推薦候補者選任結果は、2022年3月22日（火）以降速やかに、役員候補推薦管理委員会より全国加盟団体代表者会議出席者に開示を行う。

4. 水域からの理事推薦候補者の推薦

- (1) 水域からの理事推薦候補者の推薦は、2022年3月1日（火）に連盟加盟団体・特別加盟団体へ依頼する予定であり、依頼に当たっては、改めて役員候補推薦管理委員会より通知する。
- (2) 水域からの理事推薦候補者の推薦締め切り：2022年4月6日（水）

5. 役員推薦候補者管理委員会

推薦投票等の手続きは、連盟会長から委嘱された役員推薦候補者管理委員である次の3名が、理事及び監事候補者管理委員会運営ガイダンス（別紙1）に則り、管理を行う。

委員長：平賀 威

委員：浜崎 濠次郎、戸張 房子、作田 智恵子

なお、役員候補推薦管理委員会は連盟事務局内に置かれる。

Tel.03-6447-4881 Fax.03-6447-4882 E-mail:jimukyoku@jsaf.or.jp

以上